

柏原アンテナショップ出品事業者募集要項

I 目的

柏原市(以下「本市」という。)と泉佐野市が相互のPR及び地域経済の活性化を目的に平成28年8月26日に締結した「特産品相互取扱協定」を受け、泉佐野市が本市に提供する特産品販売のアンテナショップ(以下「柏原アンテナショップ」という。)において、柏原市特産品(以下「特産品」という。)を出品する事業者を公募します。

II 募集の概要

この柏原アンテナショップへの商品の出品を希望される事業者を公募により募集し、応募された内容を選定基準に基づき、柏原アンテナショップ出品事業者選定委員会において1事業者を選定します。

なお、出品した後、販売する特産品に関する消費者の反応、ニーズ及び販売実績について、本市の求めに応じ情報提供することとします。

1 物件の概要

柏原アンテナショップ所在地 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番 りんくうパピリオ内

設置スペース(幅40cm×奥行25cm×高さ40cm)予定

2 物件の利用期間

柏原アンテナショップ開設日から平成30年3月31日まで

3 物件の利用条件

本募集では特産品の出品事業者の決定までを行い、柏原アンテナショップでの販売に関する条件については、泉佐野市が施設の運営を委託する委託業者と出品事業者が契約書により決定していただきます(契約内容には行政は関与しません)。

4 特産品の条件

次のいずれかに該当するもの

- ①柏原市内で栽培・生産される一次産品とそれらを原材料にした加工品
- ②原材料が柏原産でなくとも柏原で培われた技術や製法に基づき作られた商品
- ③柏原の歴史、文化、自然に関係性を有し「柏原らしい」物語を有するもの。

※募集する特産品については、賞味期限が最低でも3ヵ月以上あり、常温で保存できるものに限る。アルコール商品については出品できません。また、販売する特産品に欠品が生じた場合や、販売スペースに余裕が生じた場合は、市と協議する。

5 応募者の資格及び制限

(1) 応募者の資格

柏原市内に特産品の製造・販売に関する店舗などを有する事業者。

本要項に定める提案内容に従って出品できること。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、募集に応募できない。

ア 契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ただし、更生計画認可決定、再生計画認可決定がなされている場合は、この限りでない。)

ウ 国税(法人税及び消費税)、地方消費税及び本市が賦課する税について、未納の税額がある者

エ 反社会的活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用しようとする者

オ 役員等が柏原市暴力団排除条例(平成25年柏原市条例第27号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

カ 暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団又は同条例第2条第8号に規定する暴力団密接関係者と認められる者

6 事業者募集の主な日程

(1) 応募の受付期間 平成28年10月31日(月)から平成28年11月7日(月)17時まで

(2) 事業者の選定(書類審査)は、柏原アンテナショップ出品事業者選定委員会において平成28年11月中旬までに決定する。

(3) 事業者の決定は柏原市からの連絡をもって行う。

(4) 柏原アンテナショップ開設日については、出品事業者と委託業者で契約書により決定する。

7 応募提出方法

(1) 応募期間 平成28年10月31日(月)から平成28年11月7日(月)17時まで

(2) 応募提出場所

柏原市産業振興課

住所 582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話 072-972-1554

FAX 072-972-3163

※ 提出書類は、持参または、郵送にて受付します。

(3) 応募申込みに必要な書類等

- ・ 応募申請書(様式1)
- ・ 特産品のカタログ、パンフレット等、もしくは商品見本